

ホール等貸室の使用料が変わります！

消費税法の改正に伴い令和元年10月1日以降に貸室使用許可を受けた場合は、貸室使用料が変わります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

●主な変更内容

消費税相当額の適用税率変更（8% → 10%）

令和元年10月1日（火）以降に使用許可を受けた場合



改定後の使用料が適用されます

※使用許可日が令和元年9月29日（日）までであれば、貸室使用日が令和元年10月1日以降でも改定前の使用料が適用されます。（※9月30日（月）は休館日です。）

【例】 貸室の利用日を10月15日（火）で予約した場合

※予約は利用希望日の2か月前の第1日（1日が休館日に当たる場合はその翌開館日）から受け付けます。

○ホール等使用願を提出し、

9月29日（日）までに使用許可を受けた → **改定前**使用料

10月1日（火）以降に使用許可を受けた → **改定後**使用料

※9月30日（月）は休館日のため、9月29日（日）までの許可が改定前使用料の対象となります。

●改定前後の使用料

室名		午前 (9:00~12:00)	午後 (13:00~17:00)	夜間 (17:00~20:00)	超過使用料 (1時間ごとに)
ホール	改定前	円 10,440	円 13,920	円 10,440	円 3,480
	改定後	円 10,630	円 14,170	円 10,630	円 3,540
研修室	改定前	円 7,170	円 9,560	円 7,170	円 2,390
	改定後	円 7,300	円 9,730	円 7,300	円 2,430
集会室	改定前	円 6,480	円 8,640	円 6,480	円 2,160
	改定後	円 6,600	円 8,800	円 6,600	円 2,200